

富山県素材生産組合規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員の自主的な素材生産活動を促進し、かつ、県産材の振興と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、富山県素材生産組合と称する。

(事務所)

第3条 本組合の事務所は射水市に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の事業に関する調査、研究及び対策の検討並びに関係機関への提案。
- (2) 担い手の育成確保に関する活動。
- (3) 県産材の素材生産体制の強化及び木材の利用推進に関する活動。
- (4) 組合員の資質向上に関する事業。
- (5) その他目的達成のために必要な事業。

第3章 組 織

(組合員)

第5条 本組合は、第1条の目的に賛同する者（団体）をもって組織する。

2 本組合に加入しようとする者は、所定の手続きのよるものとする。

(脱 会)

第6条 組合員は、あらかじめ通知したうえで脱会することができる。

第4章 役員、顧問

(役員の数)

第7条 本組合に次の役員を置くものとする。

理事	若干名
事務局長	1名
監事	2名

- 2 理事は、理事長1名、副理事長2名、事務局長1名を互選するものとする。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 理事長は、本組合を代表し会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときは、その職務(事務)を代行する。
- 3 理事は、理事長及び副理事長を補佐し会務を執行する。
- 4 事務局長は、本組合の事務を統括する。
- 5 監事は、会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員の中に欠員が生じた場合、必要に応じて役員会で選出することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問)

第10条 本組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席し、意見をのべることができる。

第5章 総会及び理事会

(総会)

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回とし事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。また、臨時総会は、必要に応じて理事長が招集する。

3 総会においては、理事長が議長となる。

(総会の決議事項)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び変更並びに本組合の運営に必要な細則の制定並びに変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他特に重要な事項

(理事会)

第13条 本組合に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長、事務局長、理事及び監事の全員をもって組織する。
- 3 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

(理事会の議決事項)

第14条 理事会は、次の事項を審議する。

- 2 総会の招集及び総会に附すべき事項。
- 3 その他本組合の事業の執行に関し必要と認められる事項。

第6章 会 計

(経 費)

第15条 本組合の運営に必要な経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 組合費
- (2) 助成金及び寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第16条 本組合の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則 この規則は、平成24年6月27日より施行する。